

監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(公民館現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月10日

敦賀市監査委員	安	久	彰		
	同	中	村	淳	
	同	山	崎	法	子

## 平成30年度定期監査（公民館現地監査）に係る結果報告

### 1 監査の実施日

平成30年 8 月 8 日（水）

### 2 監査の対象

東浦公民館、東郷公民館及び中郷公民館における現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

各施設における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

#### （1）公民館の使用について

公民館の使用に関する業務がより適切かつ円滑に進められるよう、所管課と各公民館で再度検討し、情報共有に努められたい。

#### （2）避難訓練の実施について

施設利用者のための避難マニュアルの作成や避難経路の掲示を行うとともに、避難訓練を定期的の実施し、大規模災害の発生にも対応できるよう備えていただきたい。

#### （3）外郭団体の事務について

外郭団体の通帳管理や現金の取扱業務等については、自主的に団体の運営が行われるよう適切な支援及び指導を行い、団体への事務移管に努められたい。

#### （4）公民館の主催事業について

各公民館においては、地域の特性を生かすとともに、敦賀市教育要覧の公民館運営方針の重点施策に基づいた主催事業に更に積極的に取り組んでいただきたい。